

令和7年度 第1回 見附市国民健康保険運営協議会 会議録(要旨)

1. 日 時 令和7年8月19日(火) 午後1時30分開始

2. 場 所 見附市保健福祉センター2F 会議室

3. 協議

会長、会長代理の選出 会長：立川入子委員、会長代理：星野隆委員

4. 会議録署名委員の指名 1号委員 小此鬼委員

5. 説明

国民健康保険と運営協議会の概要について

6. 報告事項

① 令和6年度見附市国民健康保険特別会計決算について

② 令和6年度見附市国民健康保険事業 業務報告について

7. 出席者

1号委員 小此鬼委員、小川委員、加藤委員、桑原委員

2号委員 山谷委員、高橋委員、山田委員、大原委員

3号委員 田隈委員、立川委員、

4号委員 植木委員、坂井委員

見附市 小此鬼課長、山田課長補佐、早川係長、野崎係長、佐野主任

8. 欠席者 星野委員(3号委員)、小出委員(3号委員)、渡邊委員(4号委員)

9. 散会時間 午後2時20分

10. 会議概要 以下のとおり

早川係長	只今より、令和7年度第1回見附市国民健康保険運営協議会を開催いたします。 はじめに、健康福祉課長の小此鬼よりご挨拶申し上げます。
小此鬼課長	(あいさつ)
早川係長	本日の会議は、委員改選後の最初の会議となりますので、次第3の協議まで、小此鬼課長が進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

小此鬼課長	それでは、私の方で進行させていただきます。 まず、はじめに会議成立の報告をさせていただきます。 本日の会議は、3号委員の星野委員、小出委員、4号委員の渡邊委員の3名から、都合により欠席という連絡をいただいております。 国保運営協議会の委員15名中、12名の出席で、半数以上の出席を得ておりますので、本協議会規則第3条により会議が成立しておりますことをご報告いたします。 また、本協議会は「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、傍聴希望者がいる場合、傍聴を認めております。本日の会議の傍聴希望者はありませんでしたのでご報告します。 続きまして、本日は委員改選後、初めての会議で新たに委員になられた方もおられますので、皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。 お手元の委員名簿をご覧ください。それでは、第1号委員の小比鬼委員から順にお願いいたします。
各委員	(自己紹介)
事務局	(自己紹介)
小此鬼課長	それでは次第に沿って進めさせていただきます。 次第3「協議」の会長、会長代理の選出でございますが、国民健康保険法施行令第4条の規定により、3号委員の公益代表委員の中から、各1名を選挙するということになっておりますが、ご意見等ありましたらお願いします。 いかが取り計らいましょうか。
各委員	『事務局一任』の声
小此鬼課長	ただいま事務局一任の声がありましたので、事務局としては、立川委員に会長職を、会長代理職に、本日ご欠席ではありますが、星野委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。 なお、星野委員からは、皆様からご異議がないようであれば、お引き受けいただける旨ご了承いただいたことを申し添えます。
各委員	(異議なしの声)
小此鬼課長	ご異議が無いようでございますので、会長は立川委員、会長代理は星野委員にお願いします。 立川会長、会長席の方へご移動ください。 立川会長より一言ご挨拶をお願いします。
立川会長	新任で運営協議会委員及び会長となりました立川です。 会長職は責任重大だと思いますが、皆様、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。 精一杯努力いたします。

小此鬼課長	ありがとうございました。 これからの進行は立川会長にお願いしたいと思います。
立川会長	それでは議事に入ります前に、会議録署名委員を指名いたします。 会議録署名委員には、1号委員の小此鬼委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 それでは次第4の「説明」に移ります。 「国民健康保険と運営協議会の概要について」事務局お願いします。
早川係長	あらためまして、健康福祉課国民健康保険係長の早川です。 次第4「国民健康保険と運営協議会の概要について」、本日が委員改選後の最初の運営協議会ですので、最初にごく簡単ではございますが、国民健康保険の概要・運営協議会の概要についてお話をさせていただきます。 右上に「資料1」と書いてある資料をご覧ください。 まず「国民健康保険制度の概要」です。国保制度は相互扶助の精神にのっとり、市町村住民を対象として、病気、けがなどの場合に保険給付を行う社会保障制度です。いわゆる会社にお勤めの方が入られる社会保険である被用者保険や、75歳以上の方が入られる後期高齢者医療など、他の保険の対象とならない方が加入します。 平成29年度までは市町村単位で運営し、必要な療養給付費などを保険税や国・県補助などで賄う形で運営していましたが、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となる事で、安定的な財政運営や効率的な事業確保等の国保運営に中心的な役割を担い、市町村は資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う新たな国保制度が始まりました。 具体的には「国保財政の仕組み」の図のようになります。 市は県から示された納付金を支払うようになり、納付金を支払える保険税率を設定することになります。県は市が支払った保険給付費を全額交付金として市へ交付するので、急に給付費が増額したとしても、県から全て交付金で賄われるようになりました。 このお金の流れは、この後お話する予算のところでも関係してきますので、ご承知おきいただければと思います。 次に見附市国保の基本的なデータを記載してあります。 昨年度末の時点の数字では被保険者数が6,311人で市全体の16.71%、世帯数が4,311世帯で28.14%です。保険給付費、つまり見附市から医療機関などに支払うお金は年間で約24億円、一方で被保険者の皆さんから保険税として国保に支払っていただくお金は約5億6千万円となっています。現在の見附市国保は、概ねこのような規模となっています。 次に国保運営協議会について説明します。国保運営協議会は国保事業の

	運営に関する重要事項を審議するために市町村に設置されるものです。 国民健康保険法第 11 条に規定されており、委員の身分は非常勤特別職の公務員となります。任命は市長が行い、任期は 3 年となります。 国民健康保険税の変更など重要事項について、市長の諮問に対して審議し、答申をします。 協議会の開催は概ね年 2 回で、例年 8 月と 2 月に開催します。また、毎年 8 月に、国保運営協議会委員研修会が朱鷺メッセで開催されます。内容は、国保中央会と医師の講演です。今年度は 8 月 5 日に開催され、3 人の委員から出席いただきました。今回出席されなかった方も、ご都合がつけば出席いただければと思います。 裏面には国保運営協議会の根拠となる国民健康保険法などの法令や見附市例規の関連する条文を抜粋して記載してありますので、あとでご覧いただければと思います。 次第 4 の説明事項については以上でございます。
立川会長	ただいまの説明に対し、ご質問のある方はお願いします。
立川会長	ご質問等が無いようですので次第 4 の「説明」については終了しまして、次第 5 の「報告事項」に入ります。 「①令和 6 年度 見附市国民健康保険事業特別会計決算について」、事務局に説明を求めます。
早川係長	報告事項① 『令和 6 年度見附市国民健康保険事業特別会計決算』について説明いたします。『資料 2』をご覧ください。 決算については最初に収支を説明し、続いて歳出、歳入の順に説明いたします。説明に当たっては各項の左側に「説明用」とある番号を用いて説明します。また「資料 3 決算の概要」と、直前にお配りしました右肩に「参考 1」と書かれた資料も併せてご覧ください。 まず、右側の 39 番「形式収支」をご覧ください。1 億 2,866 万 9,667 円とありますが、これは 21 番「歳入合計」から 38 番「歳出合計」を引いたもので純粋な「歳入－歳出」で収支均衡を見るものです。この金額が令和 7 年度会計の歳入に繰越金として入る形になります。 収支の考え方として、形式収支の他に「実質収支」「単年度経常収支」「単年度実質収支」というものもあります。それぞれの説明については点線囲みの中に記載してございます。 40 番「実質収支」は 1 億 2,029 万 5,668 円です。先ほどの形式収支の中には、歳入で県から交付金としてもらった中に、もらい過ぎで次年度に返還をする分も含まれています。その次年度に返還する額を差し引いたものが「実質収支」となります。なお、もらい過ぎて返還する額は確定していませんので、今の時点での見込み額になります。 41 番「単年度経常収支・単年度実質収支」ですが、法定外繰入のない見

附市では、この2つは同じ金額になります。

単年度経常収支は前年度からの繰越金などを含まないで、純粹にその年単年度での収支がどうだったか、というものです。40番「実質収支」から、歳入19番「繰越金」を引き、歳出の36番「基金積立金」を足し、37番「諸支出金」のうち普通交付金等の過年度返還分を足したものが「単年度経常収支」となります。令和6年度の単年度経常収支・単年度実質収支は4,976万5,174円となります。

単年度経常収支が黒字となり令和6年度も健全な運営ができたのではないかと考えています。

続いて、個別の事項について説明します。

まず歳出からご説明いたします。資料右側をご覧ください。

22番「総務費」ですが、主に職員の人件費や事務費に充てる費用で、職員の年度中の退職、会計年度任用職員の勤勉手当の支給開始などにより、前年度から7.3%の減となっています。

23番「保険給付費」は前年度から2.9%の増となりました。令和4年度以降、保険給付費は減少傾向が続きましたが、令和6年度は、70～74歳、65～69歳、64歳以下の年代別にみても、1件当たり・1人当たり医療費が総じて増加に転じており、特に64歳以下の年代で大きく増加しました。

内訳をみると、27番「被保険者等高額療養費」が8.1%増加しています。疾病別の医療費の状況をみると、令和5年度よりも新生物、特に肺がんの割合が増加しており、これらのレセプト1件当たりの点数が高いものが多いことから、このことが保険給付費増加の要因となっていると考えられます。

29番「審査支払手数料」は、これまで別項目で支出していたレセプト電算処理システム委託料を含んだ単価に改定されたため、前年度から65.1%増の890万5,358円となりました。

30番「出産育児一時金」は、申請件数が令和5年度の11件から7件に減少し、前年度から35.1%減の350万1,470円となりました。

32番「国保事業納付金」は県から提示される納付金額で、各市町村の人数、所得、医療費指数などにより県が額を決定するものです。保険税収入や基盤安定繰入金などを財源にして支出します。被保険者数の減に対応する形で前年度から1.6%減の7億5,567万9,550円となっています。

33番「保健事業費」は、主に特定健診、特定保健指導に要する費用や人間ドック、脳ドックの受診料助成のための費用です。

35番「保健事業」は、人間ドック受診者数が令和5年度の208人から233人に増加したことによる助成金の増加、健幸運動教室における会計年度任用職員の勤勉手当の支給開始により、前年度から9.3%増の1,828万

3,432 円となりました。なお、ヘルスアップ事業については、歳入 14 番の特別調整交付金として国の補助を受けています。

36 番「基金積立金」ですが、昨年度は、基金の積立を行わず、基金運用収益の 30,000 円を積み立てています。基金残高の推移については右上に「参考資料」と書かれた資料『国民健康保険事業財政調整基金残高の推移』をご覧ください。現在約 3 億 5,000 万円が基金に積み立てられています。

37 番「諸支出金」は先ほど収支のところで説明しましたように、前年の普通交付金などをもらいすぎていた額を返還した分などになります。

以上、歳出の合計は前年度比 2.8%減の 33 億 1,164 万 2,375 円となりました。

続いて、歳入の説明に移ります。資料左側をご覧ください。

1 番「国保税」は、令和 6 年度は税率を据え置きました。被保険者数の減少により、総額としては前年度比で 0.8%減の 5 億 6,043 万 8,615 円となっています。

8 番「国庫支出金」ですが、9 番「システム改修費等補助金」は、正式には「社会保障・税番号制度システム整備等補助金として、マイナ保険証制度移行に伴い行ったシステム改修費、制度周知のためのリーフレット購入費、昨年 9 月に発送した、マイナンバーの下 4 桁を記載した「個人番号のお知らせ」の郵便料に対する補助として国から交付された金額です。

11 番「県支出金」のうち 12 番「普通交付金」は、歳出 24 番から 31 番の療養諸費、葬祭費の支給に要した費用を補う形で県からもらえる金額です。

13 番「保険者努力支援」は保健事業の取り組みや保険税の収納率など、様々な評価項目により採点されインセンティブにより点数に応じた交付金がもらえるものになっています。

令和 6 年度は、令和 4 年度実施の特定健診、各種がん検診の平均受診率が高かったこと等により、県内暫定 1 位の得点を獲得でき、前年度比 5.4%増の 2,086 万 8,000 円となっています。

14 番「特別調整交付金」は 13 番「保険者努力支援」以外の、国が示した取り組みに対し支出した費用に対する国からの補助であり、歳出 35 番のヘルスアップ事業の費用に対する補助金も含まれます。昨年度は、この交付金の対象となるシステム改修や新型コロナウイルス対策関係事業がなかったこと、歳出 35 番のヘルスアップ事業に対する交付額が減少したことから、前年度比 32.5%減の 1,005 万 2,000 円となっています。

15 番「県繰入 2 号」は県に入った国庫支出金を、県内各市町村にその取り組みなどに応じて配分するものです。

16 番「特定健康診査等負担金」は、国保の方の特定健診に係る費用につ

	いて、県から補助されるものになります。 17 番「基金繰入金」は国保会計が歳入不足の際に、基金から国保会計に繰り入れるものです。予算には計上していましたが実際には繰り入れしなかったもので 0 円になっています。 18 番「一般会計繰入金」は、安定した国保運営を図るため、人件費や事務に係る費用、保険税軽減にともなう基盤安定繰入金などを市の一般会計から繰り入れるもので、前年度比で 2.8%減の 3 億 516 万 4,978 円となっています。 19 番「繰越金」は、令和 5 年度決算における形式収支額が令和 6 年度会計に繰り越されたものになります。 以上、歳入の合計は前年度比 1.6%減の 34 億 4,031 万 2,042 円となりました。 令和 6 年度見附市国民健康保険事業特別会計決算についての説明は以上でございます。
立川会長	ただいまの事務局の説明に対しご質問、ご意見のある方はお願いします。
立川会長	ご質問等が無いようですので報告事項の①については終了しまして、報告事項の②に移ります。 「② 令和 6 年度 見附市国民健康保険事業 業務報告について」事務局に説明を求めます。
早川係長	それでは、報告事項② 令和 6 年度の国民健康保険事業・業務報告について説明いたします。『資料 4』をご覧ください。 『1 国保税の収納関係』についてです。 (A) の調定額というのは税額を決定して、皆さんに通知をした金額になります。(B) 収納額はそのうち年度中に実際に納めていただいた金額になります。差引された「収入未済額」というのは俗に言う「滞納額」ということになります。 「現年分」「滞納分」とありますが、現年分というのはその年度分の保険税ですので令和 6 年度分の保険税のことです。滞納分というのはそれ以前の年度の未納額が繰り越されたものです。 令和 6 年度の収納率は、現年分が 97.66%、滞納分が 42.87%、全体で 93.28%となりました。前年度との比較では、現年分は 1.15 ポイントの増、滞納分は 10.24 ポイントの増となり、全体では 1.35 ポイントの増となりました。 昨年度から、徴収業務に高いスキルを持つ人材を税務専門員として採用し、専門員の指導のもと、納税相談の強化、差押え予告の送付、滞納者の財産調査・搜索を徹底し、積極的な滞納処分を実施するなどの取組みを行った結果、高額・困難案件の解消につながりました。 『2 被保険者及び医療費の状況』についてですが、年度平均の国保世帯

数、被保険者数は前年度と比較し 174 世帯の減、被保険者数では 320 人の減となっています。国保加入者は 15 年ほど前には 1 万人以上おられましたが、そこから年々減少が続いています。

続いて、裏面をご覧ください。

医療費の状況ですが、表の右側、太線で囲んである「1 人当り医療費」は「医療費」を年度平均の被保険者数で割ったものです。

折れ線グラフをご覧ください。黒の実線が見附市です。令和 2 年度は新型コロナによる受診控えがあったと思われ、少し減少し、387,475 円でしたが、令和 3 年度は大きく増加し 404,793 円となり、受診件数、医療費総額がコロナ前を上回りました。全国、県も同様に増加しています。

その後、令和 4 年度は 402,090 円、令和 5 年度は 399,731 円と、2 年連続で少しずつ減少していましたが、令和 6 年度は大きく上昇し、428,664 円となりました。国・県の数字が発表前のため、全体的な傾向はわかりませんが、見附市では、レセプト 1 件当たりの点数が高い新生物、特に肺がんの割合が昨年度よりも増加しており、そのことが要因であると考えられます。ただ、1 年で約 3 万円の増加はこれまでに無い事なので、今後原因について精査していきたいと思います。

『3 国保ドックの受診実績』をご覧ください。

見附市国保では満 30 歳以上の被保険者を対象に費用額の 7 割を助成しています。人間ドックは、前年度から 25 人増加し 233 人が受診しました。脳ドックは、前年度から 8 人減の 27 人が受診しました。

人間ドックは、昨年度から新たに長岡中央病院、立川病院、日赤病院の 3 病院を加えて実施しました。この 3 機関における受診者数は 59 人と、全体の約 25%にあたる人数であり、このことが受診者数の増加につながったものと思われます。

今年度もこの 3 病院を含めてドック助成を実施しておりますが、今後も、被保険者の皆様が受診しやすい環境の整備を行っていきたいと考えています。

『4 特定健診・保健指導の受診率』についてです。

特定健診受診率、特定保健指導実施率の令和 6 年度分については 12 月にならないと確定値が出ない為、速報値になります。しかし概ね固まっているのでそう大きくは変わらない見込みです。それでいうと、令和 6 年度特定健診受診率の速報値は 53.4%ということで、昨年度の 54.7%には及びませんが、新型コロナ前以上の受診率が維持できているといえます。

これまでの受診率向上に向けた取組みとしては、「インターネットによる申込などの利便性向上」「土日日程の設定」「受診歴や医療状況に合わせた未受診者への個別の受診勧奨案内」「がん検診も同日にうけられる「セット検診」の拡充」といったことを行い、その取組みが受診率向上につな

	がっています。今後も受診率向上に向けた取り組みを行っていきます。 報告2についての説明は以上でございます。
立川会長	ただいまの説明に対し、ご質問のある方はお願いします。
立川会長	ご質問等が無いようですので、次第5の報告事項は、以上といたします。 事務局の方から、「その他」として、何かありますでしょうか。
早川係長	本日皆様のお席に配布いたしました、「マイナ保険証の不具合の発生について」をご覧ください。 令和7年8月1日に、医療機関で見附市国民健康保険被保険者のマイナ保険証を読み取った際に自己負担割合等が確認できない不具合が発生いたしましたので、このことについて、報告をさせていただきます。 「1. 不具合の内容」ですが、今申し上げたとおり、医療機関でマイナ保険証を読み取る際、自己負担割合が表示されない、誤った負担割合が表示されるというものです。 「2. 原因」ですが、8月1日からの年次更新後の、マイナ保険証で読み取るためのデータを見附市で作成する際に、作成の手順を一部誤って行ったことにより、正しい自己負担割合のデータが作成されておらず、そのデータを国の「オンライン資格確認等システム」に登録したため、医療機関における読み取りに不具合が発生したものです。 「3. 経過」ですが、 8月1日（金） 医療機関等からの問い合わせにより、不具合を把握しました。原因の調査と復旧に向けた正しいデータ作成処理を開始し、市内医療機関、報道機関へ不具合発生についてFAX送信するとともに、市のホームページで周知を行いました。 8月2日（土）～3日（日） 職員が出勤し、医療機関からの電話による問い合わせに対応しました。 8月4日（月） 正しいデータを国の「オンライン資格確認等システム」に登録するための処理を実施しました。登録処理は、システム上、土日に行うことができないため、この日となりました。 8月5日（火）～6日（水） 4日に登録した正しいデータは、即時で全件が「オンライン資格確認等システム」に反映されるのではなく、順次反映されていくとのことで、市内医療機関、報道機関へ現在の状況、あわせて不具合の原因、今後の対応についてFAX送信するとともに、市のホームページで周知を行いました。 8月7日（木） 不具合の解消を確認し、市内医療機関、報道機関へ最終報告としてFAX送信するとともに、市のホームページで周知を行いました。

	「4. 不具合による影響等」ですが、被保険者約 6,400 人中、マイナ保険証所有者約 4,400 人に影響がありました。実際は、負担割合 2 割と 3 割の方が混在する 70 歳から 74 歳までの方約 2,100 人に影響があったものと考えております。8 月 1 日～5 日までの間に、負担割合について、市内外 26 医療機関から 132 件の問い合わせがありました。また、8 月 6 日の新潟日報、8 月 7 日のみつけ新聞に記事が掲載されました。 「5. 再発防止について」ですが、データ処理にあたっては、複数人による手順の確認を徹底するとともに、作成したデータに過不足等がないことを確認できるよう、確認手順の見直しを行います。 「6. 今後の対応について」ですが、負担割合の誤りについて、被保険者、医療機関からの返金等のお問い合わせに対応いたします。また、時期としては 10 月以降になりますが、医療機関からの診療報酬請求が見附市国保に届いた際、負担割合の誤りがないか確認を行い、誤りが判明した場合は返金の手続きを行います。 この度はご迷惑をおかけいたしまして、大変申し訳ありませんでした。また、本件とは直接関係ありませんが、参考までに、見附市国民健康保険におけるマイナ保険証利用率等は、記載のとおりとなっております。
立川会長	他に、委員の皆様から何かございますか。 他には無いようでございますので、本日の会議をこれで終了します。ご苦労さまでした。

見附市国民健康保険運営協議会 会長

署名

立川 入子



見附市国民健康保険運営協議会 会議録署名委員

署名

小此鬼 和代

